

教職第326-2号  
令和5年6月1日

各市町村立学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長  
(公印省略)

### 令和5年度住民税特別徴収税額通知書（本人交付用）について（通知）

標記の件について別添のとおり送付しますので、所属職員（納税義務者）に交付してください。

なお、交付の際には、下記事項に十分御留意願います。

#### 記

#### 1 「住民税特別徴収税額通知書」（以下「税額通知書」という。）の扱いについて

##### (1) 本人に交付する場合

令和5年6月1日現在、在籍している職員に交付してください。

なお、一人に2枚以上送付された場合は、別紙1により報告してください。

ただし、下記に該当する場合は別紙1による報告は必要ありません。

##### ア 税額通知書の日付が異なる場合

最新の日付の通知書を職員に交付し、日付が古い通知書は破棄してください。

##### イ 税額通知書と税額**変更**通知書が同時に送られた場合

税額**変更**通知書を本人に交付し、税額通知書は破棄してください。

##### (2) **異動等（転出・再採用等の臨任含む）があった者の分を回送する場合**

令和5年1月2日以降に市町村立小・中・特別支援学校、川口市立高等学校（定）、県立学校及び教育局の各課所館に異動等があった職員の税額通知書は、異動等先に令和5年6月9日（金）までに到着するよう回送をお願いします。

なお、異動等があった者については、現在の所属に直接送付されることがあ

りますので、届いていない場合は現在の所属に御確認ください。

### (3) 交付する必要がない場合

次のア～エに該当する者の税額通知書が送付された場合は、破棄してください。

- ア 上記(2)に該当する所属以外に異動等した者(市町村教委、知事部局等)
- イ 無給派遣、専従休職等により、県で給与を支給していない者
- ウ 令和5年5月31日以前に退職し、その後県で採用されていない者
- エ 令和5年6月1日現在、育児休業、配偶者同行休業、無給休職、大学院修学休業、自己啓発等休業に入っており、6月分給与支給がない者

[参考]

- ア・イについては、転出・派遣先で新たな税額通知書が交付されます。
- ウ・エについては、住民税の徴収方法が普通徴収(本人が納付書により市区町村に納付する方法)となり、納入通知書が課税市区町村から本人宛てに送付されます。

なお、年度途中で育児休業、配偶者同行休業、無給休職、大学院修学休業、自己啓発等休業に入った職員の住民税の徴収方法は、令和5年度(令和6年5月分まで)は普通徴収となります。

## 2 別紙1の提出期限及び提出先(問合せ先)

### (1) 提出期限

令和5年6月13日(火)

### (2) 提出先(問合せ先)

- ア 市町村立小・中・特別支援学校  
教職員課県費事務担当(FAX不可)
- イ 川口市立高等学校(定)  
教職員課給与管理担当(FAX不可)

※ **該当がない場合は回答の必要はありません。**

なお、提出期限後に税額通知等が送られてきた場合については、**随時受付いたします。**

## 3 令和5年4月中に採用され、給与の支給のあった職員の住民税について

原則として、令和5年4月に本採用、臨時的任用、又は再任用として採用され、4

月に給与の支給を受けた職員のうち、令和4年中に埼玉県から給与の支給を受けた職員については、特別徴収となります。

この場合、課税市区町村から直接、本人宛てに納入通知書が送付されることがあります。その場合は、課税市区町村に納入通知書の内容の確認等をするよう、該当職員に周知してください。その結果、特別徴収に該当するにもかかわらず、納入通知書が届いた場合は、別紙2により報告してください（4「特別徴収対象者等の確認について」を参照）。

なお、事務処理の都合上、税額通知書の送付並びに給与からの控除開始月が遅れる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

#### 4 特別徴収対象者等の確認について

特別徴収に該当する者で特別徴収税額通知書が届いていない、又は特別徴収に該当しない者で特別徴収税額通知書が届いた場合は、課税市区町村等に状況を確認しますので、別紙2により報告してください。

なお、1（3）に該当する者については、別紙2による報告は不要です。

※ 令和5年6月9日（金）までに届く回送分を待ってから報告をお願いします。

※ 提出先が教職員課県費事務担当となっている所属は、別途電子メールにより送付するエクセルファイルで報告をお願いします。

##### （1）提出期限

令和5年6月13日（火）

##### （2）提出先（問合せ先）

ア 市町村立小・中・特別支援学校

教職員課県費事務担当（FAX・郵送不可）

イ 川口市立高等学校（定）

教職員課給与管理担当（FAX・郵送可）

#### 5 その他

（1）特別徴収税額通知書を交付した職員には、税額通知書と令和5年6月分給与明細で徴収税額を必ず確認するよう周知してください。

（2）令和5年4月1日に給与支払義務者が変更になった者（例：市立高校・市町村教育委員会からの異動）、本採用から再任用になった者、臨時的任用から臨時的任用になった者（同一校の発令を含む）などについては、事務処理の都合上、税額通知書の送付並びに給与からの控除開始月が遅れる場合があります

ので、あらかじめ御了承ください。

- (3) 令和4年度までは通知と税額通知書を同封して送付していましたが、ペーパーレス化の推進により令和5年度は本通知を同封しておりませんので、御承知おきください。

○川口市立高等学校（定）の問合せ先

担当：給与管理担当

電話：048-830-6671(直通)

○市町村立小・中・特別支援学校の問合せ先

担当：県費事務担当

電話：048-825-0010

別紙 1

教職員課長宛て

令和5年 月 日

所属コード  
担当者名  
電話

所属所長名

令和5年度住民税特別徴収税額通知書（本人交付用）について（回答）  
納税通知書が2枚以上送付された者については、下記のとおりです。

税額通知書（写し）貼付箇所

\* F A X 不 可

税額通知書（写し）貼付箇所

\* F A X 不 可

## 別紙 2

令和 5 年 月 日

教職員課長 宛て

所 属 所  
所属所コード  
担 当 者  
電 話 番 号

### 令和 5 年度住民税特別徴収税額通知書について（報告）

所属職員に係る住民税特別徴収税額通知書について、不明な点がありましたので、下記のとおり報告します。

#### 記

（該当番号を○でかこむ。）

1 特別徴収に該当するが、特別徴収税額通知書が届いていない。

職員番号	氏名	備考

2 特別徴収に該当しないが、特別徴収税額通知書が届いた。

職員番号	氏名	備考

〔備考欄について〕

- ①令和 4 年度以降に育児休業、配偶者同行休業、介護休暇、無給休暇、海外派遣、大学院修学休業、自己啓発等休業、転居、退職等がある場合は、その事由及び期間等を記入してください。
- ②令和 4 年度以降、臨時的任用職員であった期間がある場合は、その任用期間を記入してください。

例) 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日 臨時的任用

※通知文の 1（3）に該当する場合は、報告不要です。

※行が足りない場合は、コピーして利用してください。